

平成 23 年 3 月 10 日
介 護 保 険 課

平成 23 年度地域密着型サービス事業者の公募について

平成 23 年度地域密着型サービス事業所の公募について、下記のとおり実施する。

記

1 公募の現状および考え方について

仮に、平成 22 年度第 3 回公募において応募事業者全てが選定された場合、第 4 期介護保険事業計画期間における選定事業所数および進捗率の状況は表 1 のとおりとなる。

(表 1)

圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	計	進捗率
認知症対応型通所介護 (介護予防を含む)	計画	1	—	1	1	3	100.0%
	選定	1	—	1	1	3	
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)	計画	3	2	2	3	10	60.0%
	選定	0	2	2	2	6	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) (介護予防を含む)	計画	2	2	1	2	7	128.6%
	選定	1	3	2	3	9	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (定員 29 人以下)	計画	1		1		2	0.0%
	選定	0		0		0	
夜間対応型訪問介護	計画	—		1		1	100.0%
	選定	—		1		1	

表 1 の状況を踏まえ、平成 23 年度の公募に関して以下の考え方にに基づき実施する。

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所および地域密着型介護老人福祉施設については、計画数に達するまで公募を実施する。
- (2) グループホームについては、第 4 期（平成 21 年度～23 年度）介護保険事業計画期間における目標整備量を達成しているが、平成 22 年度は小規模多機能型居宅介護および地域密着型介護老人福祉施設の参入の促進を図る観点から、これら事業の併設を条件に整備を認めることとした。平成 23 年度についても、引き続き同様に公募を実施する。
- (3) 認知症対応型通所介護事業所については、平成 22 年度第 3 回の公募に対する応募事業者が選定されれば 3 事業所目の選定となり、公募計画数に達する。

しかし、一方で第 4 期計画期間中に光が丘地区 1 事業所、石神井地区 1 事業所の計 2 事業所が廃止しており、各地域における必要なサービス給付量を満たすためにも廃止した事業所数分各圏域で公募することとする。

2 平成 23 年度公募数および公募時期について

(表 2) 平成 23 年度地域密着型サービス事業所公募数

圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	計
認知症対応型通所介護 (介護予防を含む) 注	事業所	—	1	1	—	2
	定員	—	12	12	—	24
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む) 注	事業所	3	—	—	1	4
	定員	75	—	—	25	100
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) (介護予防を含む)	事業所	※既に目標整備量を達成しているが、小規模多機能型居宅介護および地域密着型介護老人福祉施設と併設する場合に限り選定することがある。				
	定員					
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (定員 29 人以下)	事業所	1		1		2
	定員	27		27		54
夜間対応型訪問介護	事業所	公募なし				

注：平成 22 年度第 3 回公募に対する応募事業所が全て選定された場合の数。

(表 3) 公募時期

	公募期間	選定時期
第 1 回	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日	平成 23 年 7 月下旬
第 2 回	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日	平成 23 年 10 月下旬
第 3 回	平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 3 月上旬

注：第 2 回、第 3 回に関しては、公募数を満たした場合、実施しない可能性がある。